

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から45年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料に係る納付記録について、事前に入手していたA市役所のものと社会保険事務所のものとは違っていたことが判明した。

国民年金の加入手続と毎月の保険料納付は私の母が行っていた。申立期間の保険料の納付については、市役所の年金係の方が自宅に集金に来ていた記憶がある。生前、母から国民年金に未納期間は無いと聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、国民年金制度発足時から加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、A市役所保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿(電算記録)では、申立期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、B社会保険事務所保管の国民年金未納保険料納入通知の記録により、申立期間直後の昭和45年4月から47年3月までの保険料が48年4月13日に過年度納付されていることが確認できるが、このうち、45年4月から同年12月までの保険料については、48年4月13日時点では過年度納付できなかったものであるなど、行政側の事務処理が適切に行われなかったと考えざるを得ない。

加えて、社会保険事務所の記録により、昭和47年4月から48年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できる49年4月10日時点は、第2回特例納付実施期間内であることを考慮すると、納付意識の高かった申立人の母が、

申立期間の保険料を特例納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については母が行っていて、保険料は税金と同じように納付義務があると思っている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、昭和55年4月から58年3月までの保険料を前納するなど、申立人の保険料を納付したとするその母の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所及び市役所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月1日を資格取得日として、53年7月25日ごろ払い出されたことが推認でき、この時点では、第3回特例納付実施期間内であることから、申立期間の保険料は、過年度納付又は特例納付のいずれの方法によっても納付することが可能である。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの保険料は54年7月20日に過年度納付されていること、申立人の55年度から57年度までの保険料は前納されていること、及び申立人の父に係る55年度から58年度までの国民年金保険料は、すべて前納されていることを考慮すると、申立人の母が申立人の国民年金手帳記号番号払出時点で過年度納付あるいは特例納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかつ

たと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年9月までの期間及び同年12月から54年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から60年11月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和46年8月から60年11月まで未納との回答を受け取ったが納得がいかない。夫が会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失したので国民年金と国民健康保険の手続を区役所で行った。国民年金保険料は2か月ごとに自宅に集金に来ていた区役所職員又はその受託者に、夫の保険料と一緒に支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に、自宅に2か月ごとに集金に来ていた区役所職員又はその受託者に保険料を納付していたと申し立てているところ、事実、区役所から保険料の収納は地域を二つに分け2か月に1度の集金体制で、市が雇用した非常勤職員による集金であったとの回答があることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、管轄社会保険事務所及び区役所が保管する被保険者台帳管理簿及び被保険者名簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月8日を、その夫は43年3月4日をそれぞれ資格取得日として、連番で44年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人の44年2月及び同年3月の保険料はその夫と同一日に納付されていることが認められることから、申立てどおり、夫婦一緒に集金人に保険料を納付していたとしても不自然でない。

しかしながら、申立人が保険料と一緒に納付していたとするその夫は、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月並びに48年10月及び同年11月の保険料は未納である。

さらに、昭和44年2月に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、

区役所が保管する被保険者名簿から、43年9月3日に厚生年金保険に加入していたことを原因として取下げ処理がなされていることが確認でき、管轄社会保険事務所保管の申立人に係る被保険者台帳管理簿には「54年7月1日移管喪失等」及び「取消」の押印が確認できる。このことについて、管轄社会保険事務所に照会したところ、申立人に払い出されていた国民年金手帳記号番号の取消処理が行われたのは54年7月1日以降であると考えられるとの回答が得られたことから、申立人の当該記号番号は取消処理がなされる54年7月までは存在し、納付書も発行されていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年9月までの期間及び同年12月から54年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの期間及び37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私が結婚した昭和39年5月ごろ、「父が家族の保険料をまとめて納付していた。」と母が言っていた。家族の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は4か月及び6か月といずれも短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が申立人及び同居家族（母、兄及び兄の妻）の保険料を納付していたと主張しているところ、事実、社会保険庁の記録では、申立人家族（母、兄及び兄の妻）に係る国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっており、その父の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、両申立期間ともに申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立人家族の生活状況に大きな変化はみられないことから、納付意識が高い申立人の父が、両申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年5月から37年3月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の国民年金保険料の納付方法及び金額は覚えていないが、私が妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間当時、私はA店を経営していて、家計の諸費用はすべてひとつの財布から私が支払っていたので、妻の保険料だけ納付して、私の保険料を納付しないはずがない。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとしているところ、事実、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳の検認記録から、申立期間前後の保険料は同一日に納付したことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人が保険料と一緒に納付したとするその妻に係る申立期間の保険料は、過年度納付により納付済みとなっており、納付意識の高い申立人が、申立期間について、妻の保険料のみを納付し、自らの保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年4月から48年3月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和35年4月に結婚後、夫がA店を経営し、私がお手伝いをして現在に至っている。夫は金銭的にしっかりしていて、店の経理や家計は夫が管理していた。夫婦の国民年金保険料は夫が納付していたが、自分の分だけ納めて私の分を納めないことはないと思う。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたところ、事実、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳の検認記録から、昭和37年4月から申立期間直前の47年3月までの保険料は、すべて同一日に納付したことが確認できることから、その申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間の保険料を一緒に納付したとするその夫に係る申立期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間前後に大きな生活状況の変化が無いことから、納付意識の高いその夫が、申立期間の保険料について、自らの保険料のみ納付し、申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが判明した。

私は昭和61年8月末付けでA社を退職した。61年9月分の給与に係る給与明細書から、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管していた給与明細書から、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管していた昭和61年9月分の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としている。しかし、事業主が申立人の資格喪失日を昭和61年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と記録することは考え難いことから、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って同年8月31日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の

告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年7月及び同年8月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた平成15年9月の定時決定について、厚生年金基金加入員標準給与改定通知書を提出するので随時改定に変更し、申立期間の標準報酬月額を18万円から20万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間の記録を20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社(A社の親会社)は、「申立人に係る平成15年の定時決定届を取り消して、随時改定届を行う際にC厚生年金基金にはその旨を届けたが、社会保険事務所には届けることを忘れたため、同基金と社会保険事務所の記録に相違が生じたものと思う。」と回答していることから、事業主は、申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所に行っていなかったものと認められる。その結果、社会

保険事務所は、申立期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年10月1日まで

A社に勤務していた平成12年10月の定時決定の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録と厚生年金基金の記録とを突合したところ相違していたので、申立期間の標準報酬月額13万4,000円を14万2,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、申立期間において、標準報酬月額14万2,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が保管していた社会保険事務所の平成12年の被保険者標準報酬決定通知書を見ると、3か月（5月から7月まで）の報酬月額の平均額を13万8,400円と事業主が記載しているにもかかわらず、「決定後の標準報酬月額」欄に社会保険事務所が134（千円）と記載していることが確認できる上、同社が保管していた同年のB厚生年金基金の加入員標準給与決定通知書では、決定後の標準報酬額は142（千円）と記載されていることが確認できることから、A社は、同年の算定基礎届について適正に届出を行ったものの、社会保険事務所において標準報酬月額を14万2,000円に決定すべきところを13万4,000円に誤って決定したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出ていたが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 16 日から 36 年 4 月 30 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 8 日から 37 年 6 月 9 日まで

平成 19 年 10 月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認した際に、A社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給されていると言われたが、もらった記憶が無い上、それまで社会保険事務所からそのような説明はなかったことから、不審に思い申立てをした。私は、これまで脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が4回の被保険者期間のうち、各申立期間のみを請求し、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る3回の厚生年金保険加入期間は2つの異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

さらに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の昭和 37 年 6 月 9 日から約 4 か月後の同年 10 月 1 日に支給決定されているが、申立人は、申立期間の事業所を退職した後も仕事を続ける意思を有していたと主張しており、約 1 か月半後に厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金の請求手続が行われたと考えるのは不自然で

ある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年5月までの期間、58年12月から62年3月までの期間及び62年5月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から同年5月まで
② 昭和58年12月から62年3月まで
③ 昭和62年5月から平成元年3月まで

平成19年10月に妻が死亡した際に、社会保険事務所で妻の納付実績を調べてもらったところ、納付しなければいけない期間およそ6年間のうち、わずか2か月しか納付されていないという回答であった。

妻はまじめな人間だったので、未納期間がほとんどというのは考えられない。結婚前も納付していたという話を聞いており、結婚後も私の分と一緒に妻が納付していたはずである。このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人は、既に他界しており、保険料の納付方法は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年3月ごろ払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間①及び②の大部分は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の夫は、「妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。」としているが、夫婦の保険料が同一日に納付された形跡が無いなど、申立期間③において申立人の保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和52年10月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和52年10月から55年9月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

勤めていた会社を退職した際に、会社の総務課員から国民年金加入を勧められ、市役所の保健婦として勤めていた母に加入手続を頼み、保険料も市役所の国民年金係の窓口で納付してもらっていた。

昭和55年10月に妻が市役所で自分の国民年金の加入手続で行った際に、私が未加入であることを指摘され、その後、夫婦で話を聞きに行ったが、窓口で水かけ論となった。その時は、妻も市役所の臨時職員だったので遠慮があり、私も国民年金の加入手続を行ったが、未加入とされた申立期間は母が納付してくれたはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月1日を資格取得日として、同年10月ごろ夫婦連番で払い出されていることが確認できるものの、一方で、申立人は同年10月以前に別の国民年金手帳を所持した記憶は無いとするなど、申立人の母が、申立期間において申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立期間は、その妻が厚生年金保険被保険者期間であり、任意の未加入期間として取り扱われたものと考えられることから、制度上さかのぼって

加入手続を行うことも、保険料を納付することもできなかったものと推認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

「ねんきん特別便」により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが判明した。

私は、前の会社を退職後、1日も空けずに昭和 52 年 4 月 1 日に A 社（後に、B 社に変更）へ正社員として入社した。52 年 4 月 27 日には、4 月 1 日から 20 日までの初給与を受け取ったことをはっきりと覚えており、保険料が控除されていたはずである。なぜなら、病気の父母、妻及び幼児二人を扶養していたので、1 か月も健康保険証無しで生活することは考えられない。その間、国民健康保険に加入した記憶もない。厚生年金保険に継続して加入していたはずなので、給与明細書等の書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社で総務業務を担当していた同僚は、当時、1 か月から 3 か月程度の試用期間があったと証言しており、事実、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人の資格取得日は、当該同僚の証言による勤務開始日よりも後であることが確認できることから、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A 社における申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 52 年 5 月 1 日取得となっており、社会保険庁の記録と一致している上、社会保険労務士が保管していた同社の被保険者台帳においても、申立人の厚生年金保険の資格取得

日は、社会保険庁の記録と同様、同年5月1日となっていることが確認できる。

さらに、A社は、平成16年8月31日に解散している上、当時の事業主及び上記の同僚二人からも、関係資料を保存していないなどの理由により、申立期間における保険料控除について証言は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間に係る保険料控除に関する具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月15日から20年8月11日まで
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和19年3月15日から20年8月10日までのA社に勤務した期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答を受け取った。
A社では、昭和20年8月の終戦による会社解散まで給与担当主任として勤務していた。その間、従業員及び自分の脱退手当金の請求手続を行った覚えは無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給については、社会保険庁保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に支給日や支給金額の記載に加え、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載が確認できる上、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間と申立期間後の厚生年金保険への再加入に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年ごろまで

「ねんきん特別便」を見て厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社における厚生年金保険加入期間は昭和38年6月1日から同年10月1日であるとの回答を受け取った。

私は、昭和38年6月1日から41年ごろまでA社に勤務したので、厚生年金保険の加入期間が4か月しかないのはおかしい。

このため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散し、事業主は他界しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料及び証言を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所に勤務したことが確認できる同僚の一人は、「申立人は短期間の勤務であった。」と証言し、別の同僚二人は、「申立期間当時、申立人は勤務していなかった。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務について証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者記録には、申立期間において健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料の控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から 49 年 1 月 5 日まで
② 昭和 49 年 7 月 14 日から 50 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、A社での被保険者期間が昭和49年1月5日から同年7月14日までの6か月になっていた。

A社には、昭和48年1月から49年12月31日まで勤務し、毎月給料から厚生年金保険料を引かれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で昭和48年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚を記憶していることから、勤務開始時期は明らかではないものの、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社において社会保険事務を担当していた同僚は、「当時、試用期間が3か月から半年程度あり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は入社日の7、8か月後であることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人が保管していた失業保険金受給資格者証に「受給期間満了年月日」として「昭和50年7月13日」と記載されていることから、申立人が昭和49年7月13日に同社を離職したことが推認でき、さらに、申立人が同年10月26日に別の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得している上、当時の同僚からも証言を得られないことから、申立人

の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、社会保険事務所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険被保険者証が昭和49年7月22日付けで社会保険事務所に返納されたことが確認できる。

- 3 社会保険庁のオンライン記録では、いずれの申立期間においても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

また、申立人が所持している国民年金手帳の記録からは、申立人がいずれの申立期間においても国民年金に加入していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間について国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、A社は既に廃業し、当時の事業主も他界しており、証言を得ることができないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人は、いずれの申立期間においても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、いずれの申立期間についても、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 26 日から 61 年 1 月 21 日まで
当時から厚生年金保険に加入していたつもりだったが、「ねんきん特別便」の加入記録の中で申立期間の記録が抜けていた。
申立期間はA社に勤めていたので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人は申立期間当時、B市にあったA社の飲食店で勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和 50 年 10 月 1 日取得、57 年 8 月 25 日離職で厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人は申立期間のほとんどを占める昭和 58 年 2 月 7 日から 61 年 1 月 20 日までの期間において、A社の代表取締役であったその夫の被扶養者となっていることが確認できる上、被扶養者であった期間の直後の同年 1 月 21 日に再び同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険適用事業所でなくなっているため関係資料を確認することができない上、当時の同社の社会保険事務担当者も、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶は無いとしている。

加えて、申立人には、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 5 月までの期間について、被保険者期間として確認できないとの回答を受け取った。

私は、A病院の同僚に誘われて、B病院に転職したが、回答では勤務していた全期間が厚生年金保険に加入していないとのことだが、間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時一緒にB病院に勤務していたとする同僚は既に他界しており、ほかに証言を得ることができる者がいないため、申立人が申立期間において同病院に勤務していたことを確認することができない。

また、B病院の当時の院長は既に他界しているため、現在の院長に照会したところ、資料が残存しておらず不明と回答しており、申立期間に係る勤務実態について関連資料を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録では、B病院は昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、B病院が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している現在の院長及び従業員は、「厚生年金保険の適用以前から勤務しているが、その当時、適用事業所でなかったことは承知している。」と証言している。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。